



情報委員會幹事長口演要旨

(昭和十二年五月 於警察部長事務打合會)

一、國家の行ふ重要な情報並に啓發宣傳事務の中央的統制機關として、昨年七月一日内閣に情報委員會が設立せられましたことは、既に各位に於かれても御承知のこと、存じます。

情報委員會は從來の他の委員會とは異りまして、一の恒久的國家機關として、官制の定むるところにより各省次官を委員とし、毎週一回例會を開き、別に法制局の首席參事官、資源局長官、外務省の情報部長、内務省の警保局長、陸軍省の軍務局長、海軍省の海軍軍事普及部委員長、逓信省の電務局長を以て常任委員とし、更にその部の關係課長級を以て幹事と致し、これ亦毎週常任委員幹事會を開催致しまして、爾來眞に政府總掛りの機關として、國家的に重要な内外の情報並に啓發宣傳事務の連絡調整に關し活潑なる活動を致

してをるのであります。

内務省に於かれても内務次官が委員として參與されてゐます外、警保局長は常任委員として、保安課長及圖書課長は幹事として參與され、別に保安課よりも事務官を一名委員會事務局に常勤せしめられて特に深い關係を有つてをるのであります。

情報委員會の仕事に就きましたは官制に「各廳情報に關する重要事務の連絡調整を掌る」と規定されて居るのでありますが、茲に所謂「情報」の中には「啓發宣傳」をも含むのであります、情報委員會の職務としては、國策遂行の基礎たる情報に關する連絡調整、内外報道に關する連絡調整、啓發宣傳に關する連絡調整の三つのことが閣議決定を以て規定されて居るのであります。

地方廳との關係と致しましては、情報委員會事務規程の中に國策に關する各種情報にして「本省及關係廳に通報するもの」に付ては同時に委員會に通報するもの」と定められ、國策に關する啓發宣傳の實

施を爲す場合に於きましても、冊子發行に就ては事前に情報委員會に協議し、重要な講演、放送、映畫、演劇等に關しては事前に情報委員會に通報すべきことに閣議決定を以て規定されて居るのであります、爾來此等の規定に従ひ、各位の御協力に依りまして、地方廳よりも國策遂行の基礎たる各種の情報を隨時情報委員會の方へ御報告を頂いてをるのであります、遺憾乍ら未だ十分と申す譯にはゆかない状況にあるやに見受けられますので、この上とも各位の深甚なる御配慮を煩はし度いと存じます。

二、情報委員會は此の如く情報並に啓發宣傳の中樞機關として連絡調整の任に當つて居りますが、今般委員會に於きましては、現下内外の情勢に鑑みまして、國民の一般的教化の向上と、時局に對する認識の向上とを圖る爲、最近國民教化運動方策と時局に關する宣傳方策とを定め、近く政府總掛りを以て之が有効適切なる啓發宣傳を行はふとしてをります。これに就いて少しく御説明申し上げます。

(4) 「國民教化運動方策」は其の趣意を「尊嚴なる我國體に對する觀念を徹底せしめ、日本精神を昂揚し、帝國を中心とする内外の情勢を認識せしめて國民に嚮ふところを知らしめ、國民の志氣を鼓舞振張し、生活を眞摯ならしむると共に、國民一般の教養の向上を圖り以て國運の隆昌に寄與するに在り」と致してをりまして、この爲めに鑒國精神の宣揚、國民精神の作興、政治行政に關する國民教育、社會的教養、生活の改善、國民體位、保健衛生の向上を其の宣傳項目の大綱と致してをります。勿論此等の事項に就きましては、既に各省關係に於て中央地方を通じ、或は地方廳のみに於て、夫々何々週間とか、何々デー等の名の下に宣傳運動が行はれ、何れも各位を煩はしてをること、思ふのであります。主務省の間或は中央地方の間に於て連絡調整を缺く爲に、時に第一線の方面に御迷惑をかけて居つた如きことも少くないのみならず、その爲に折角の宣傳の效果までも充分に徹底せざるやの憾も少く

なかつたのであります。就きましては之等のものに對して中央的統制を考へ、例へば保健衛生、社會生活の改善等々前述の如き宣傳項目に關しまして、數種の重要な國家としての宣傳週間を設定致し、これによつて從來の無統制なる個々の宣傳運動の統合を圖り、實施に就ては各省各機關を總動員し、眞に國家總掛りにて宣傳の有効適切なる實施を圖らむとするものであります。

既に宣傳の根本方策は閣議の承認を經、週間の設定、實施の細目に就ては各省と情報委員會の間に着々立案を進めてをりますから、近く實施の具體策に就ても夫々主管方面より通牒相成ること、存じます。各位の主管に於ても、かゝる宣傳事務は衛生警察其他各種行政警察の領域に於て各種の例があること、存じます。其の直接の主管事務たると關係事務たるとを問はず、何れも總てこの趣旨に考へられ、その實施に當つては地方各機關の連絡の緊密を圖り、また地方廳限りに於て行ふ各種の宣傳に就ても能ふ限り總

てこの週間の中に統合を圖る様努め、以てこれが有効なる實施を期せられ度いのであります。

(四)次に「時局に關する宣傳方策」は、現下内外の情勢に對處し、國力の劃期的飛躍増進を促す爲に定められたものであります。内外情勢の實相を十分に國民に認識せしめ、時弊を改めて時世に適合したる革新を行ふことの急務なる所以を國民の中に徹底させ、時局認識に基く積極的且建設的なる輿論の誘起を圖り、眞に國家總掛りにて國運進暢に邁進するの氣運を醸成することを以て宣傳の目標として居るのであります。これ亦過般閣議の承認を得、目下之が具體的實施に關する準備を進めてをります。

この二つの宣傳方策は互に密接なる關係をもつて居るもので相互に相關聯して行はるべきものであります。其目的、内容、對象等に於て夫々相異なる所もあるものであります。即ち國民教化宣傳は國民教化を目的とし、國民道徳を内容とし、従つて宣傳内容が永

久的であります。時局宣傳は時局認識と之に基く輿論の成立を目的とし、内外情勢及國策を内容とし、國民の理解に重きを置き、公民たる國民、輿論構成層を對象とし、宣傳内容は情勢により變化しても、その内容の統一に重きを置かなければならないのであります。仍て宣傳内容の基準たるべき資料に就きましては、これを國際情勢と國內情勢、對外政策と國內政策に分ち、それを各數十の項目に分類し、各項目毎に小冊子として編纂致し、近く中央地方の責任ある地位にある官吏に配布致す爲に着々として關係各省に於てこれが宣傳資料の起草を致してをります。其他これが有効適切なる實施の具體策についても目下準備を進めてをりますが、各位に於てもこの趣旨の存する所に稽へられ、時勢に鑑み、其の實施に當つてはこれが趣旨の達成に一段と努力せられむことを希むで止りません。

三尚ほ、情報委員會に於ては、政府の意圖、政策を正しく國民に傳へ

て公正なる輿論の發動を促す爲に、客年以來官報「週報」を編纂してをりますが、時局を擔當すべき官公吏としては、政府の行はうとする政策の内容や意圖を十分に諒解して置かねばならぬことは勿論でありまして、殊に警察官に於てはその要の最も切なるを考へられまするに就ては、警察官に對する好箇の教養資料と存せられます。此點に於て少くとも警察官は必ず週報を讀むといふ様に致し度いと考へられるのでありまして、今後とも之が普及活用に就ては格別の御配慮を希望する次第であります。

諸問事項

一衆議院議員選舉法中改正ヲ要スト認メラルル事項如何

- 北海道土肥新中(一)道徳、公政、心身、衛生、教育、福利、労働、少年、婦人、老人、障害者、その他
1. 候補者出、推薦、承認、トシ
 2. 候補者出、推薦、承認、トシ
 3. 大連、青森、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、高松、岡山、広島、山口、徳島、香川、高松、岡山、広島、山口
 4. 不在投票、手続、簡便化、花田、修平
 5. 投票、開票、手続、簡便化
 6. 投票、開票、手続、簡便化
 7. 選挙区、選挙区、変更、手続、簡便化
 8. 選挙区、選挙区、変更、手続、簡便化

- 新山内(佐藤)新中
1. 投票、開票、手続、簡便化
 2. 投票、開票、手続、簡便化
 3. 投票、開票、手続、簡便化
 4. 投票、開票、手続、簡便化
 5. 投票、開票、手続、簡便化
 6. 投票、開票、手続、簡便化
 7. 投票、開票、手続、簡便化
 8. 投票、開票、手続、簡便化